

令和6年3月渋川市議会議長記者会見

- ・日時 令和6年3月29日
午後1時30分
- ・場所 市役所本庁舎3階
応接室

1 令和6年3月定例会の議決結果について

2 市議会議員による政党機関誌の庁舎内営業に係る実態調査結果について

3 議会改革委員会の決定事項について

4 その他

令和 6 年 3 月渋川市議会定例会議決一覧表

◎議員提出議案

議案番号等	件 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決の 結 果
議員提出議案 第 1 号	渋川市通学バス条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例	6. 3. 6	6. 3. 25	否 決 多 数 決
議員提出議案 第 2 号	渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例	6. 3. 6	6. 3. 25	否 決 多 数 決
議員提出議案 第 3 号	加藤幸子議員に対する議員辞職勧告決議	6. 3. 19	6. 3. 25	否 決 議長裁決
議員提出議案 第 4 号	角田喜和議員に対する議員辞職勧告決議	6. 3. 19	6. 3. 25	否 決 議長裁決
議員提出議案 第 5 号	古巻公民館建設予定地のスラグ関連調査費用及び その撤去費用の請求とその法的措置を求める決議	6. 3. 21	6. 3. 25	否 決 多 数 決

◎市長提出議案

議案番号等	件 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決の 結 果
議案第 3 号	群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に關 する協議について	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致
議案第 4 号	渋川市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致
議案第 5 号	渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致
議案第 6 号	渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を 推進する条例	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致
議案第 7 号	渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例の 一部を改正する条例	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致
議案第 8 号	渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に 關する条例の一部を改正する条例	6. 2. 28	6. 3. 6	原案可決 全員一致

議案第9号	渋川市立古巻小学校加藤文庫基金条例を廃止する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第10号	渋川市介護保険条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第11号	渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第12号	渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第13号	渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第14号	渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第15号	渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第16号	渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 多数決
議案第17号	渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第18号	渋川市公園条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第19号	渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第20号	令和5年度渋川市一般会計補正予算(第10号)	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第21号	令和5年度渋川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第22号	令和5年度渋川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第23号	令和5年度渋川市介護保険特別会計補正予算(第3号)	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致
議案第24号	令和5年度渋川市農産物直売事業特別会計補正予算(第1号)	6.2.28	6.3.6	原案可決 全員一致

議案第25号	令和6年度渋川市一般会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	否 決 多 数 決
議案第26号	令和6年度渋川市国民健康保険特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 多 数 決
議案第27号	令和6年度渋川市後期高齢者医療特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 全員一致
議案第28号	令和6年度渋川市介護保険特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 多 数 決
議案第29号	令和6年度渋川市農産物直売事業特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 全員一致
議案第30号	令和6年度渋川市伊香保温泉観光施設事業特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 多 数 決
議案第31号	令和6年度渋川市小野上温泉事業特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 全員一致
議案第32号	令和6年度渋川市交流促進センター事業特別会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 全員一致
議案第33号	令和6年度渋川市水道事業会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 多 数 決
議案第34号	令和6年度渋川市下水道事業等会計予算	6. 2. 28	6. 3. 25	原案可決 全員一致
議案第35号	渋川市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第36号	渋川市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第37号	渋川市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第38号	人権擁護委員候補者の推薦について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第39号	人権擁護委員候補者の推薦について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致
議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について	6. 3. 21	6. 3. 25	同 意 全員一致

◎請願

受理番号	件名	議決年月日	議決の結果
1	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書	6. 3. 6	不採択 多數決

R6.3.29 渋川市議会議長記者会見資料

市議会議員による政党機関誌の勧誘等に係る 職員アンケート調査の概要

1 アンケート調査の背景及び目的

令和5年12月定例会で、埴田裕之議員が、市役所内において市議会議員により政党機関誌の勧誘、配布、集金を行なわれていることを承知しているかを問う一般質問をおこなった。

当局側は承知していないと答弁したが、議員によるハラスメントの撲滅を目指している当市議会は、実態を把握する必要があると認め、当局側に職員に対するアンケートの実施を複数回要望した。

しかし当局側は、「職員の思想信条に関することがある」との理由で調査を実施しないと回答してきた。

このため、市議会として市議会議員による政党機関誌の勧誘等の実態を把握し、ハラスメント防止対策の検討など取組を行う上での基礎データとするためにアンケート調査を行った。

なお、このアンケート調査は庁舎内における市議会議員による政党機関誌の勧誘等の実態を調査するものであり、政党機関誌の購読を抑制するものではなく、また、職員個人の新聞の購読傾向や思想・信条を調査するものではないことをアンケート依頼文に明確に記載し、職員各位へ周知した。

2 対象者 渋川市役所の正職員、再任用職員 732人

※職員総数771人から病休、育休取得者は39人を除いた数

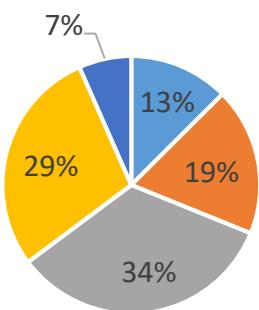
3 回答方法 別途配信するインターネットのアンケート機能により回答

4 実施期間 令和6年3月1日（金）～15日（金）

5 回答者数 591人（回答率 80.7%）

市議会議員による政党機関誌の勧誘等に係る職員アンケート集計結果

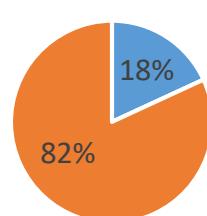
問1 現在の職位



- a. 部長、参事、課長級
- b. 課長補佐、統括主幹級
- c. 主幹、主査級
- d. 主任、主事級
- e. 再任用職員

問2 市議会議員から政党機関誌購読の勧誘を受けたことがありますか

【職位別内訳は別紙参照】

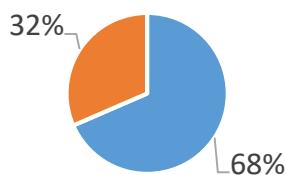


- a. あった
- b. なかった

問3 (問2でaと答えた方)

勧誘されたとき、

心理的圧力を感じましたか

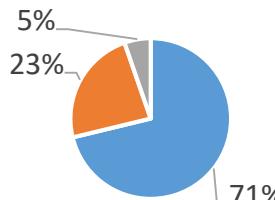


- a. 感じた
- b. 感じなかった

問4 (問3でaと答えた方)

勧誘された結果、

政党機関誌を購読しましたか

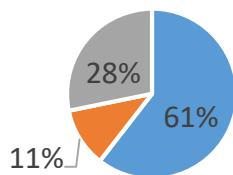


- a. 仕方なく購読した
- b. 購読しなかった
- c. その他

問5 (問4でaと答えた方)

政党機関誌の購読を

今もやめたいと思っていますか

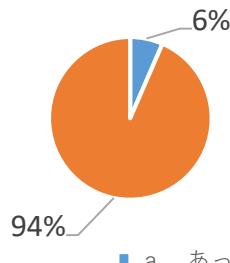


- a. はい
- b. いいえ
- c. その他

問7 (問4でbと答えた方)

購読しなかったことで何か

不利益を被ったことがありましたか



- a. あった
- b. なかった

問6 (問4でaと答えた方)

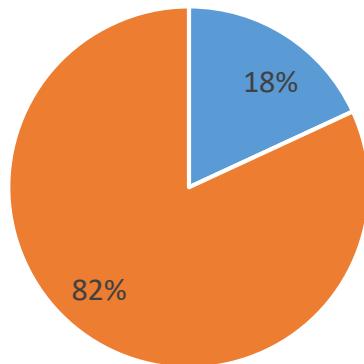
仕方なく購読した理由は (複数選択可)

n=67

- | | |
|----------------------|----|
| a. 議員から勧誘され断りにくかったから | 51 |
| b. 他の職員も購読していたから | 34 |
| c. 購読しないと不利益を被りそうだから | 28 |
| d. その他 | 9 |

【職位別内訳】問2 市議会議員から政党機関誌購読の勧誘を受けたことがありますか

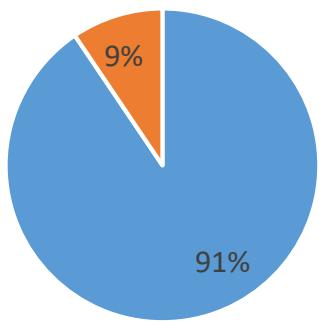
全職位合計



n=591

■ a. あった ■ b. なかった

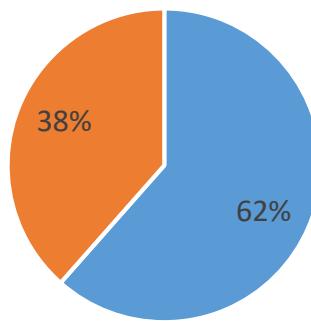
a. 部長、参事、課長級



n=74

■ a. あった ■ b. なかった

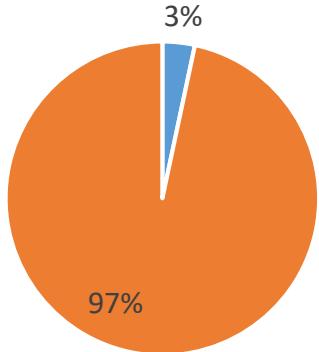
e. 再任用職員



n=39

■ a. あった ■ b. なかった

その他



n=478

■ a. あった ■ b. なかった

市議会議員による政党機関誌の勧誘等に係る職員アンケート 記述回答（問8、問9）回答一覧

問9は回答数が多かったためすべての意見は掲載せず、要約し、とりまとめて記載しています。
掲載されていないご意見もありますが、ご了承ください。

「問8 どのような不利益を被りましたか」回答（全回答）

課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんもも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費を感じていた。

繰り返しの勧誘

コメント出来ません

購買しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。

問8回答者概要	回答人数	4
問1職位内訳	部長、参事、課長級	2
	課長補佐、統括主幹級	1
	主幹、主査級	0
	主任、主事級	0
	再任用職員	1
問2勧誘の有無内訳	勧誘を受けたことがあった	4
	勧誘を受けたことがなかった	0

「問9その他、ご意見等ありましたらご記入ください」主な回答（要約し、とりまとめて記載） ※1件の回答で複数の内容を記載している場合もあり、件数の合計は回答人数に一致しません		件数
執務室への立ち入りに関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・無断で執務スペースに侵入してくる ・個人情報の管理に支障がある ・庁舎管理規則による許可を得るべき ・庁舎管理の観点から庁舎内は禁止すべき 等 		26
優越的立場、圧力等に関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・圧力（ハラスメント）を感じる ・立場上断りにくい ・義務感・強制感を感じた ・圧力的観点から勧誘を禁止してほしい 等 		23
断った際の不利益に関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘を断ると議会対応で不利益を被ると聞いた ・断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した 等 		9
政治的中立性、市民への疑念などに関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・政治的中立性など市民に疑念を抱かせる ・政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反 ・市民への疑念の観点から庁舎内は禁止すべき 等 		6
興味がない、読まないが購入していた（その様子を見ていたも含む）		5
ルールやガイドラインを作ってほしい		
<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘や執務室入室の制限 ・守られなかつた際の通報制度（匿名） 等 		4
断つても年度ごと、異動ごとに勧誘を受ける		4
契約手法に関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・断つても置いていかれて、集金に来られた ・無断で置いていかれて、集金に来られた 等 		4
地方公務員法に関する意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・職務専念義務に抵触すると考える ・政治的行為の制限に抵触すると考える 等 		3
12月議会の庁舎内営業に関する答弁に疑問を感じる、実態と齟齬がある		3
今は勧誘されていないが、将来昇任した際に受けると思うと断れるか不安		3
問9回答者概要	回答人数	83
問1職位内訳	部長、参事、課長級	25
	課長補佐、統括主幹級	16
	主幹、主査級	23
	主任、主事級	10
	再任用職員	9
問2勧誘の有無内訳	勧誘を受けたことがあった	31
	勧誘を受けたことがなかった	52

令和6年3月22日

議会運営委員長 田村 なつ江 様

議会改革委員長 板倉 正和

委員会協議結果報告書

本委員会で審議した事件は、下記のとおり決定したので報告します。

記

	件 名	審査の結果	備 考
1	渋川市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱について	要綱制定	令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する

渋川市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市議会議員（以下「議員」という。）が渋川市に對し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もつて議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における渋川市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

- 2 前項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。
- 3 議員は、第1項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。
- 4 前項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長

が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の作成及び公表等)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第3項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならぬ。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間にすることができる。

4 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

5 閲覧に供する報告及び訂正は、第3項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

6 閲覧に供する報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

7 議長は、第3項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、その費用は別表のとおりとする。

(期限等の特例)

第6条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、渋川市の休日を定める条例（平成18年渋川市条例第2号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第3項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	費用の額
乾式の複写機による写しの交付（日本産業規格A列3番（以下「A3番」という。）以下の大きさのものに限る。）	白黒複写1枚につき10円
	カラー複写1枚につき50円
用紙に出力したものの交付（A3番以下の大きさのものに限る。）	白黒出力1枚につき10円
	カラー出力1枚につき50円
その他の写しの交付	写しの作成に要する実費相当額

備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

渋川市議会議長 様

渋川市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） (単価契約である 場合はその旨)	昨年度（会計年 度）に支払を受 けた総額（円）

支払を受けた総額の合計額	円
--------------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた総額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

渋川市議会議長 様

渋川市議会議員

訂正届

渋川市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱第2条第3項の規定により、次のとおり訂正を届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

渋川市議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL

()

複写申込書

渋川市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲